



那珂川町議会議員選挙

『この一票 みんなで築く 那珂川町』

投票日

平成18年4月16日(日)
午前7時～午後8時

- 立候補予定者説明会
3月28日(火) 午前10時～ 山村開発センター
- 立候補者届出事前審査
4月5日(水) 午前9時～午後3時 役場会議室
- 告示日、立候補届出日
4月11日(火) 午前8時30分～午後5時 役場会議室

投票のできる人

- *昭和61年4月17日以前に生まれた人
- *平成18年1月10日以前に那珂川町に住居登録し、引き続き3ヵ月以上那珂川町の住民基本台帳に記録されている人

期日前投票

投票日当日、仕事や旅行等で不在になる方は、期日前投票ができます。

期間：平成18年4月12日(水)から
平成18年4月15日(土)まで

時間：午前8時30分から午後8時まで

場所：那珂川町馬頭期日前投票所（馬頭総合福祉センター）
那珂川町小川期日前投票所（小川支所）

※馬頭期日前投票所は馬頭総合福祉センターに場所が
変わりました。

不在者投票

- *指定病院等における不在者投票
病院や指定された入所施設に入院入所中の方は、施設において不在者投票ができます。
詳しいことは、指定病院等の事務員にお尋ねください。
- *郵便による不在者投票
身体障害者等で所定の要件を満たす場合には、在宅のまま投票（郵便による不在者投票）できる制度があります。郵便による不在者投票を行うには、あらかじめ選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けなければなりません。

詳しくは、那珂川町選挙管理委員会までお問い合わせください。

那珂川町選挙管理委員会

☎0287-92-1111

乳幼児医療費助成制度が「こども医療費助成制度」に変わります

乳幼児医療費助成制度が平成18年4月から制度内容を拡充し、
「こども医療費助成制度」としてスタートします。

改正内容

対象年齢	入通院とも小学3年生までに拡大します。（従来は未就学児対象）
給付方法	入通院とも3歳未満（3歳の誕生日の前日の属する月の末日まで）について、県内の医療機関窓口での支払いがいない現物給付方式を導入します。 3歳から小学3年生までは、これまでどおり申請が必要です。
自己負担	3歳から小学3年生までについて、医療機関ごと（総合病院など複数の診療科をもつ医療機関においては診療科ごと）に月500円（1レセプト）を上限に負担していただきます。（3歳未満については自己負担はありません。）

手続き

- ・新年度小学2・3年生の保護者
受給資格登録の手続きが必要です。
役場から郵送される申請書を提出してください。
- ・現在受給資格のある方
手続きは不要です。3月末に新しい受給資格証をお送りします。

問い合わせ 健康福祉課児童福祉係
(本庁) ☎0287-92-1119
(小川支所) ☎0287-96-2115

③ 利用の手続き

新しい制度では、サービスを利用するまでの流れを透明化・明確化しました。

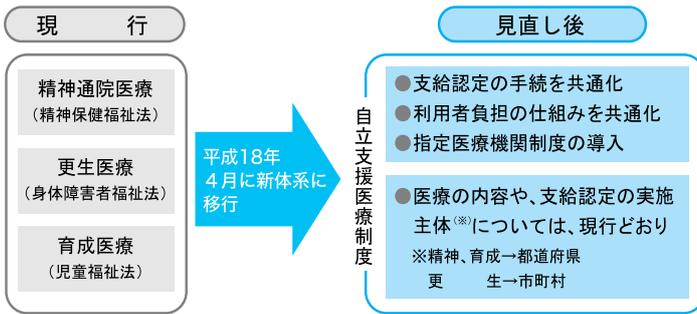
まずは、町の健康福祉課または相談支援事業者に相談します。相談支援事業者は、県の指定を受けた事業所で、障害者福祉の相談や支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

そして、サービスを利用したい場合は、支給の申請をします。すると、現在の生活の状況や障害の程度など一〇六項目の調査によって、一次判定が行われます。

これをもとに、審査会では、医師の意見書を参考に二次判定を行い、六つの区分のいずれかに認定。この区分によって、利用できるサービスの内容と量が決まります。

そして、障害程度区分と介護する人の状況、申請者の要望などをもとに、サービスの支給量が決められ、受給者証が交付されます。

これまでの障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変わります。



利用者は、サービス事業者を選択して利用契約を結びます。どの事業者が良いか分からない場合は、町の健康福祉課に相談することができ、障害者相談支援センターを通して「サービス利用計画」を作成することも出来ます。

これらの手續を経て、いよいよ利用開始となります。この新しい利用手續きは、十月からスタートします。

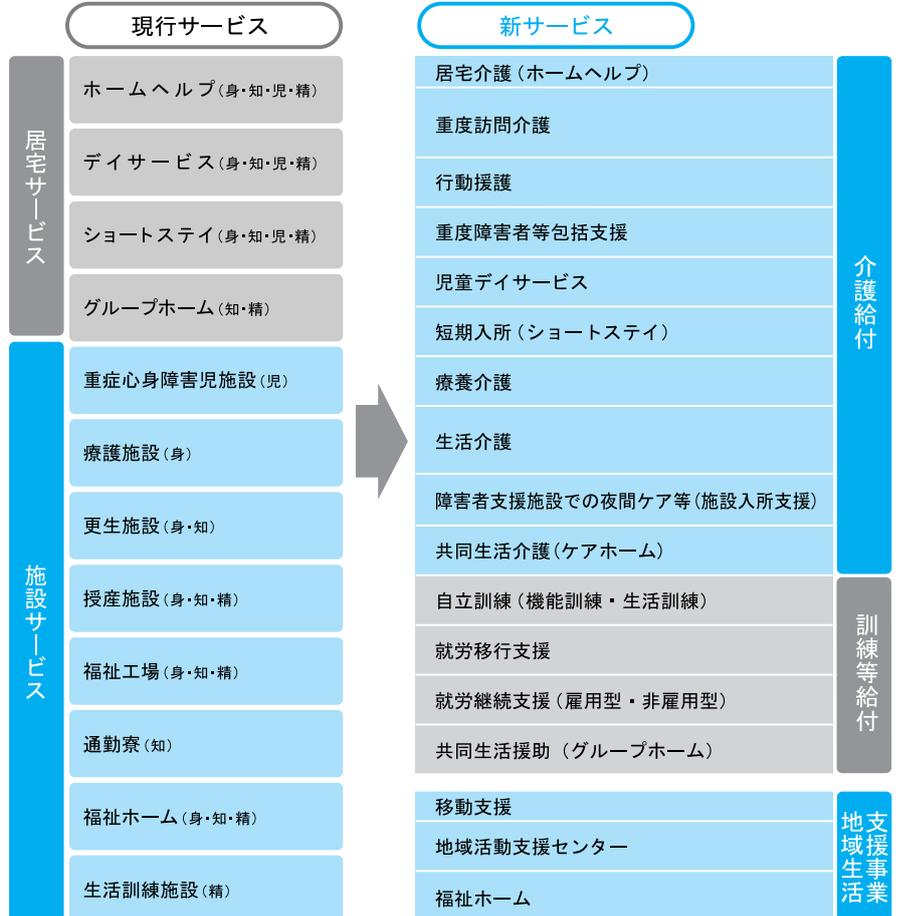
それまでは、現行のサービスを継続して利用することになります。

福祉サービスの体系はこう変わります (平成18年10月から)

■ 福祉サービスに係る自立支援給付の体系

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が可能となります。



(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。